

Client Alert

2025年4月号(Vol.136)

1. はじめに
2. 知的財産法:個人情報保護委員会が『個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について』を公表
3. 競争法/独禁法:下請法改正案の閣議決定、フリーランス法に関する指導の公表
4. エネルギー・インフラ:系統用蓄電池の早期連系追加対策について
5. 労働法:組織再編に伴う労働関係の調整に関する部会の開催について
6. 会社法:株主総会前の適切な情報提供についての要請を公表
7. 危機管理・コンプライアンス:公益通報者保護法の改正案が閣議決定
8. 一般民事・債権管理:民事裁判手続のデジタル化
9. M&A/キャピタル・マーケット:公開買付制度・大量保有報告制度に関する令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の概要
10. 税務:東京国税局、合同会社の社員に対して事前確定届出給与を支給する場合の税務上の取扱いに関する文書回答事例を公表
11. 国際訴訟・仲裁:第1回日本国際仲裁ウィークの開催と我が国の国際仲裁振興
12. 国際通商/経済安全保障:経済安全保障上の課題への対応(民間ベストプラクティス集)第2.0版
13. 米国:企業透明化法の暫定最終規則による報告義務の大幅な縮小
14. 中国・アジア(中国):個人情報保護法規性監査管理規則
15. 新興国(メキシコ):メキシコによる米国からの追加関税への対抗措置等

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2025年4月号(Vol.136)を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

2. 知的財産法:個人情報保護委員会が『個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について』を公表

2025年3月5日に個人情報保護委員会は、「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」を公表しました。

同文書では、以下の項目が挙げられており、今後の改正の方向性は示唆されていますが、現時点では、条文の案等は公表されておらず、実際の改正の時期や範囲については明確ではありません。

各企業においては、現時点で改正への対応を確定することは困難ですが、改正の動向については引き続き注視していくべきかと思えます。

第1 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

(1) 統計作成等(統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。)、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方、漏えい等発生時の対応(本人通知等)の在り方

(2) 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

(3) 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方

(4) 病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方

2 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方

3 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い

第2 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方

1 個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方

2 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方

3 本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる身体的特徴に係るデータ(顔特徴データ等)に関する規律の在り方

4 悪質な名簿屋への個人データの提供を防止するためのオプトアウト届出事業者に対する規律の在り方

第3 個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方

1 勧告・命令等の実効性確保

- (1) 速やかに是正を図る必要がある事案に対する勧告・命令の在り方
 (2) 個人の権利利益のより実効的な保護のための勧告・命令の内容の在り方
 (3) 命令に従わない個人情報取扱事業者等の個人情報等の取扱いに係る第三者への要請の導入の要否
- 2 悪質事案に対応するための刑事罰の在り方
 3 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段(課徴金制度)の導入の要否
 4 違反行為による被害の未然防止・拡大防止のための団体による差止請求制度、個人情報の漏えい等により生じた被害の回復のための団体による被害回復制度の導入の要否
 5 漏えい等発生時の体制・手順について確認が得られている場合や違法な第三者提供が行われた場合における漏えい等報告等の在り方

パートナー 小野寺 良文
 TEL : 03-5223-7769
yoshifumi.onodera@morihamada.com

パートナー 田中 浩之
 TEL : 03-6266-8597
hiroyuki.tanaka@morihamada.com

3. 競争法／独禁法:下請法改正案の閣議決定、フリーランス法に関する指導の公表

1. 下請法改正案の閣議決定

2025年3月11日、公取委と中小企業庁は、下請代金支払遅延等防止法(「本法」)の改正案(「本改正案」)が閣議決定された旨公表しました¹。本改正案での主な変更点は、①用語の見直し、②本法の適用対象の追加、③事業者の禁止行為・遵守事項の追加・変更、及び④本法の執行強化となります。

① 本法で用いられる用語の見直し

時代の変化に合わせた呼称の使用という観点から、本改正案では、用語が下表のとおり変更されています。以下、本レターでは変更後の用語を用います。

| 現行の用語 | 変更後の用語 |
|--------------|---------------------------------------|
| 下請代金支払遅延等防止法 | 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律 |
| 親事業者 | 委託事業者 |
| 下請事業者 | 中小受託事業者 |

¹ 本法改正については、公取委及び中小企業庁が開催していた企業取引研究会にて検討されており、2024年12月に公表された「企業取引研究会報告書」で提言された改正内容をベースとしています。同報告書については、[Antitrust/Competition Newsletter 2025年3月号\(Vol.21\)](#)をご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

| | |
|------|---------|
| 下請代金 | 製造委託等代金 |
|------|---------|

② 本法の適用対象の追加

- 本法の適用対象となるか否かは、従前、事業者の資本金の額と取引の種類によって決定されていましたが、事業規模の多い発注者側が減資をしたり、受注者に増資を求めることによって適用を免れることが可能である点が問題になっていました。本改正案では、従業員の人数による適用基準が追加され、資本金基準に該当しない場合であっても、下表の従業員数に該当する場合には適用対象となるとされています。

| 対象取引 | 委託事業者の 常時使用する従業員数 | 中小受託事業者の 常時使用する従業員数 |
|---------|----------------------|------------------------|
| 製造委託等 | 300 人超 | 300 人以下(個人を含む。) |
| 役務提供委託等 | 100 人超 | 100 人以下(個人を含む。) |

- 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引が本法の対象取引に追加され²、また、木型・治具等の製造委託も本法の対象取引に追加されました³。
- 委託事業者は、製造委託等代金の不当な減額をした場合にも遅延利息支払義務を負うことになりました⁴。

③ 事業者の禁止行為・遵守事項の追加・変更

- 委託事業者が一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為(中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりする等)を禁止する規定が新設されました。
- 委託事業者の製造委託等代金の支払手段について、(i)手形払、及び、(ii)電子記録債権やファクタリングで、支払期日までに代金に相当する金銭(手数料等を含む満額)を得ることが困難である手段による支払が禁止となりました。
- 本法による委託事業者から中小受託事業者への書面等の交付義務に関し、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず⁵、電磁的方法による提供が可能となりました。

④ 本法の執行強化

- 勧告時点において委託事業者の行為が是正されていた場合においても、再発防止策等を勧告できることが明確化されました。

² これまでも、運送事業者から別の運送事業者への再委託は本法の対象でしたが、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引は本法ではなく、独禁法の物流特殊指定で対応することとされていました。

³ これまでは、金型の製造委託は本法の対象取引でしたが、木型・治具等の製造委託は本法の対象取引ではありませんでした。なお、昨今、公取委が、金型等の取引について重点的かつ厳格な執行姿勢を示している点は、[Client Alert 2024年12月号\(Vol.132\)](#)を参照ください。

⁴ これまでは、支払遅延については遅延利息支払義務が定められていましたが、減額の場合には遅延利息支払義務が規定されていませんでした。

⁵ これまでは、中小受託事業者への取引条件等については、中小受託事業者の承諾を得た場合のみ、電磁的方法により提供が可能でした。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

- ・ 指導・助言権限について、現行の公取委と中小企業庁に加え、事業所管省庁の主務大臣にも権限が付与されました。
- ・ 「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公取委及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣が追加されました。

本改正案については、これから国会で審議され、公布・施行はまだ先となりますが、幅広い事業者・取引に影響を与え得る大きな改正となりますので、今後の動向を注視しつつ、本改正案の内容を踏まえ施行に備えた準備を進めておくことが望ましいといえます。

2. フリーランス法に関する指導の公表

2025年3月28日、公取委は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（「フリーランス法」）施行後、同法違反の疑いのある行為を是正する指導を初めて行いました。

指導の対象となった事業者は45名であり、行為としては、取引条件の明示義務違反や期日における報酬支払義務違反が問題とされています。

公取委は、今後もフリーランス法違反に対する執行を積極的に行う方針を示しています。同法の遵守については、委託者側・フリーランス側の双方においてなお手探りの部分もあると思われます。既報⁶のとおり、今年度の定期調査は既に開始されており、今後、同法の執行は加速すると思われるので、特に委託者側の事業者においては、当局の公表を参照しつつ同法の遵守を徹底していくことが求められます。

パートナー 宇都宮 秀樹
TEL : 03-5223-7784
hideki.utsunomiya@morihamada.com

パートナー 竹腰 沙織
TEL : 03-6266-8903
saori.takekoshi@morihamada.com

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾
TEL : 092-739-8144 (福岡)
shingo.ushirogata@morihamada.com

4. エネルギー・インフラ: 系統用蓄電池の早期連系追加対策について

2025年3月17日、第2回次世代電力系統ワーキンググループ（「本WG」）⁷において、系統用蓄電池

⁶ [Client Alert 2025年3月号\(Vol.135\)](#)

⁷ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/smart_power_grid_wg/002.html

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

の迅速な系統連系に向け「系統用蓄電池の早期連系追加対策」及び「系統用蓄電池の順潮流側の接続ルール」について議論がなされました。今回は、2025年4月1日から運用開始している早期連系追加対策に関する議論の内容を簡潔に紹介します⁸。

今回の本WGにおいては、早期連系追加対策の実現に向けた論点のうち、2025年4月1日からの適用開始に向けて残論点となっていた項目について議論がなされました。その議論の概要は、下表のとおりです。

| 項目 | 概要 |
|---------------------------------------|---|
| 1.早期連系追加対策の適用上限の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・系統毎の早期連系追加対策の適用上限を設定する。 ・上限値は、連系先の送変電設備が一時的に過負荷となったとしても設備損壊を回避できる程度の値(過負荷容量等)を基本とする。 |
| 2.同一系統に複数の早期連系追加対策適用蓄電池が連系する場合の充電制限条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・同一系統に複数の早期連系追加対策適用蓄電池が連系する場合でも、先着蓄電池の充電制限の条件は変更されない。 ・系統状況に大きな変更が生じた場合は、既設の早期連系追加対策適用蓄電池の充電制限条件の見直し可能。 |
| 3.早期連系追加対策と既存対策/系統増強との関係性 | <ul style="list-style-type: none"> ・1つの蓄電池の接続申込において既存対策と早期連系追加対策を併用することは可能とする。 ・後着蓄電池が早期連系追加対策を希望せず系統増強により連系する場合、系統増強費用を負担する後着蓄電池の容量分のみ系統増強を行う。 |
| 4.充電制限時間の上限設定 | 一律に1日あたり12時間を目安として充電制限時間の上限を設定する ⁹ 。 |
| 5.蓄電池設置事業者の事業性判断に資する情報提供方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・接続検討回答時等に充電制限の条件に関する試算が可能な系統情報(想定潮流に関するデータ)を提供する。 ・連系時の具体的な充電制限条件は、運用申合書等の締結までに提示する。 |
| 6.充電制限条件の更新頻度 | 充電制限の条件の更新は年1回を基本とする ¹⁰ 。 |
| 7.各種市場、制度における早期連系追加対策の扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・早期連系追加対策を適用した蓄電池も、系統接続時等の要件が優先されることを前提に、当該制約の範囲内での各種市場・制度参入を可とする。 ・充電制限に起因した各種市場・制度のリクワイアメント |

⁸ なお、[Client Alert 2025年2月号\(Vol.134\)](#)でも、これまでの系統用蓄電池の迅速な系統連系に向けた議論の一部を取り上げおられますので、ご参照ください。

⁹ 充電制限時間の上限を超えることが見込まれる系統には早期連系追加対策が適用されず、系統状況の変化によって充電制限時間が上限を超過する場合、系統増強が必要になります。

¹⁰ 系統状況に大きな変更が生じた場合、期間中に再度見直しの可能性もあるとされております。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

| 項目 | 概要 |
|----------------|--|
| 8.充電制限に関する同意事項 | 未達時に、系統制約を理由とした免責等の適用はない。 接続供給契約申込時に提出する同意書の案が公表されている(詳細はエネ庁資料 ¹¹ ご参照)。なお、現在議論されている蓄電池の接続ルールの決定前に早期連系追加対策の適用を受けた場合には、事後的に、充電制限条件を含む各種条件の不利益変更を受容することが前提となっている点には留意が必要。 |

冒頭に記載のとおり、早期連系追加対策は、2025年4月1日の接続検討の申込みから適用が開始しており、また、現時点で既に接続契約申込み受付済の案件に関しても、当該エリアの一般送配電事業者が対応可能な場合には、蓄電池設置事業者との協議も踏まえ、早期連系追加対策を前提とした回答も行う運用がなされるとされております¹²。もっとも、並行して議論がなされている系統用蓄電池の接続ルールの議論の内容次第では、早期連系追加対策の条件等も変動する可能性があることも示唆されておりますので、引き続き、議論の動向に留意する必要があります。

パートナー 小林 卓泰
TEL : 03-5223-7768
takahiro.kobayashi@morihamada.com

シニア・アソシエイト 秋元 純
TEL : 03-6212-8364
jun.akimoto@morihamada.com

5. 労働法:組織再編に伴う労働関係の調整に関する部会の開催について

2025年3月25日、第1回労働政策審議会(労働条件分科会「組織再編に伴う労働関係の調整に関する部会」、「本部会」)が開催されました。

本部会は、2024年6月14日に公布された、有形資産に乏しいスタートアップ等が、不動産担保や経営者保証によらず、事業の実態や将来性に着目した融資を受けやすくなるよう、労働契約上の使用者の地位を含む事業全体を担保とする制度である「企業価値担保権」の創設を含む、事業性融資の推進等に関する法律の付帯決議に起因するものとなります。当該付帯決議においては、①「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針」(「本指針」)について、政府において、専門的な検討の場を設け、新

¹¹ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/smart_power_grid_wg/pdf/002_02_00.pdf

¹² 2025年4月1日付で、電力広域的運営推進機関の解説資料等(https://www.occto.or.jp/grid/business/documents/chikudenchi_20250401.pdf)も公表されております。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

たな企業価値担保権の創造を踏まえて必要な見直し等を行うこと、②企業組織の再編に伴う労働者保護に関する諸問題について、その実態の把握を行うとともに、速やかに検討を進め、必要に応じて立法上の措置を講ずることとされたことが明示されており、それらを踏まえて、本部会が設置されました。

そのため、本部会においては、上記①及び②を踏まえた議論がなされることとなりますが、具体的には、2025 年中に、組織再編を経験したスタートアップ企業についての調査報告、労使関係団体、有識者等からのヒアリング、事業譲渡等指針の必要な見直し等に向けた議論、事業譲渡等指針の必要な見直し等が行われ、並行して実施する海外での実態把握も踏まえて、2026 年以降に企業組織の再編に伴う労働者保護に関する諸問題について議論がなされることとされています。

上記スケジュールに即した議論がなされるわけではありませんが、①の本指針は、事業譲渡・合併時における労働者保護のために会社等が留意すべき事項を規定したもので実務においても頻繁に参照されるものであり、②において立法上の措置も講じられる可能性があるところですので、本部会における議論状況には注視が必要となります。

パートナー 荒井 太一
TEL : 03-5220-1853
taichi.arai@morihamada.com

シニア・アソシエイト 澤 和樹
TEL : 03-6212-8387
kazuki.sawa@morihamada.com

6. 会社法:株主総会前の適切な情報提供についての要請を公表

金融庁は、2025 年 3 月 28 日に「株主総会前の適切な情報提供について」との金融担当大臣からの要請(「本要請」)を公表しました。本要請では、有価証券報告書の提出時期について、上場会社の 9 割以上が株主総会同日又は数日以内であるという現状を踏まえ、すべての上場会社に対して今年から株主総会前に有価証券報告書を開示するよう要請しています。かかる要請は、有価証券報告書の提出は、本来、株主総会の 3 週間以上前に行うことが最も望ましいと考えられるところ、多くの上場会社が直ちにこうした対応を行うことには実務上の課題も存在すると想定されることから、「有価証券報告書を株主総会前の望ましい時期に開示する取組を進めるための第一歩」として求められたものです。

有価証券報告書には、役員報酬や政策保有株式等のガバナンス情報等、投資家はその意思を決定するに当たって有用な情報が豊富に含まれていることから、有価証券報告書の早期開示は投資家の投資行動を促すという観点では有用と考えられますが、上場会社にとっては、有価証券報告書におけるサステナビリティ開示等の開示事項の拡充があるところ、早期開示を実施する場合、監査スケジュールの前倒し等の負担が増

加することが予想されます。

金融庁としては、2024年12月に「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」を設置し、有価証券報告書の早期開示に係る必要な環境整備について検討を行っています。今後、2025年3月期以降の有価証券報告書の提出状況について実態把握を行い、「有価証券報告書レビューの重点テーマ審査において株主総会前の提出を行わなかった場合の今後の予定等について調査を行う等の対応を検討する」とのことです。現状は要請に留まり、直ちに有価証券報告書の早期開示が義務付けられるものではありませんが、本件は、各社の株主総会・継続開示実務と深く関わる事項ですので、各社においては、本要請がなされたことも踏まえ、各論点に関する今後の議論を注意深く見守り、必要に応じて監査法人等とも連携して自社の実務対応について早めの見直しを検討する必要があります。

<参考資料>

金融庁：株主総会前の適切な情報提供について(2025年3月28日公表)

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250328-2/20250328-2.html>

金融庁：有価証券報告書の定時株主総会前の開示について

<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sokaimaekaiji.html>

| |
|--|
| パートナー 石井 裕介 TEL : 03-5223-7737 yusuke.ishii@morihamada.com |
| シニア・アソシエイト 香川 絢奈 TEL : 03-5220-1847 ayana.kagawa@morihamada.com |

7. 危機管理・コンプライアンス：公益通報者保護法の改正案が閣議決定

政府は、2025年3月4日、公益通報者保護法の改正案(「改正案」)を閣議決定し、同日、国会に提出いたしました。

この改正案は、2024年12月27日に公表されました「公益通報者保護制度検討会報告書」(「本報告書」)の指摘を踏まえ、①事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上、②公益通報者の範囲拡大、③公益通報を阻害する要因への対処、④公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化、という観点から、本報告書の内容をさらに具体化する内容となっています。以下では、改正案の主要な内容について紹介いたします。

- ① 事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上の観点から、(1)従事者指定義務に違反する事業者(常時使用する労働者の数が300人超に限る。)に対し、現行法の指導・

助言、勧告権限に加え、勧告に従わない場合の命令権及び命令違反時の刑事罰の新設(改正案 15 条の 2、21 条、23 条)、(2)立入検査権限を新設するとともに、報告懈怠・虚偽報告、検査拒否に対する刑事罰の新設(改正案 16 条、21 条、23 条)、(3)労働者等に対する事業者の公益通報対応体制の周知義務の明示(改正案 11 条)について規定されました。本報告書においては、具体的な刑事罰の内容までは提言されていませんでしたが、改正案においては、上記(1)及び(2)の各刑事罰により、自然人・法人ともに、30 万円以下の罰金刑に処される可能性があります。

次に、②公益通報者の範囲拡大の観点から、(1)公益通報者の範囲に、事業者と業務委託関係にあるフリーランス及び業務委託関係が終了して 1 年以内のフリーランスが追加され(改正案 2 条 1 項 3 号)、(2)公益通報を理由とする業務委託契約の解除その他不利益な取扱いを禁止(改正案 2 条 1 項 3 号、5 条)する規定が新設されました。本報告書において、公益通報者の家族や退職後 1 年超の者を保護の対象とすることについては必要に応じて検討を行うべきとされていたところ、これらの内容は改正案には含まれませんでした。

そして、③公益通報を阻害する要因への対処の観点から、(1)事業者が、労働者等に対し、正当な理由がなく、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること等によって公益通報を妨げる行為をすることを禁止し、これに違反してなされた合意等の法律行為を無効とする規定(改正案 11 条の 2)、(2)事業者が、正当な理由がなく、公益通報者を特定することを目的とする行為をすることを禁止する規定(改正案 11 条の 3)が新設されました。

最後に、④公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化の観点から、(1)通報後 1 年以内の解雇又は懲戒は公益通報を理由としてされたものと推定する(民事訴訟上の立証責任転換)規定(改正案 3 条)、(2)公益通報を理由として解雇又は懲戒をした場合の刑事罰の新設(改正案 21 条、23 条)について規定がされました。上記(1)の民事訴訟上の立証責任転換規定は、解雇又は懲戒された労働者が事業者の動機を直接に立証することはできないこと、事業者が通報以外の事情を不利益な取扱いの理由として主張することが多いこと等から、労働者が事業者の動機を立証するために様々な間接事実を立証しなければならず、立証負担が重いと言われており、このような民事訴訟における立証負担の重さが労働者等が公益通報を躊躇する要因の一つにもなっていることを考慮された結果と考えられます。このような民事訴訟上の立証責任転換規定は不利益な取扱いのうち解雇又は懲戒に限定されましたが、事業者としては、1 年以内に公益通報をしたことのある労働者について解雇又は懲戒をする場合、これまで以上に証拠を吟味した上で行う必要があります。また、上記(2)の刑事罰について、本報告書においては、具体的な刑事罰の内容までは提言されていませんでしたが、自然人は、6 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金刑、法人は 3,000 万円以下の罰金刑に処される可能性があります。

以上のように、改正案は、本報告書の内容を具体化したものとなっており、今国会での改正案の成立の動向について引き続き注視していく必要があります。

パートナー 藤津 康彦
TEL : 03-6212-8326
yasuhiko.fujitsu@morihamada.com

カウンセラー 今泉 憲人
TEL : 03-6266-8937
kazuhito.imaizumi@morihamada.com

8. 一般民事・債権管理：民事裁判手続のデジタル化

裁判所は、令和 7 年 3 月 24 日、裁判所のホームページにおいて、「民事裁判手続のデジタル化」と題して、民事訴訟手続のデジタル化(令和 8 年 5 月までに施行)に関する改正民事訴訟法・改正民事訴訟規則の概要等を掲載しました。

概要として説明されている制度は以下の 4 点です¹³。

- ① 電子申立て・電子納付
- ② インターネットによる送達・送付(直送)
- ③ ウェブ会議の方法による証人尋問(ウェブ尋問)
- ④ 電磁的記録の閲覧・複写(ダウンロード)

①の申立てについては、従前は訴状等を書面で作成し、裁判所の窓口へ持参又は郵送するとともに、手数料を印紙で納付する必要がありましたが、これらをシステム上で行うように定めるものです。②の送達・直送手続も、電子化によって従来の郵送や FAX による書面のやり取りを不要とするものであり、これにより手続の迅速化や合理化が期待されます。③の証人尋問については、従前は証人が裁判所に出頭する必要がありましたが、当事者に異議がない場合等につき、証人が裁判所以外の場所にいる場合も含め、ウェブ会議の方法による尋問が可能となります。④の訴訟記録の閲覧・複写についても、従前は書面で閲覧・謄写申請を行い、裁判所へ来庁する必要がありましたが、当事者や許可を得た利害関係人であればいつでも、自宅等のパソコンから記録を閲覧・謄写することができるようになります。

いずれの改正も民事訴訟に関する手続を全面的にデジタル化することを目的とするものです。裁判手続の在り方は、ときにはその審理の方法・内容にも影響を及ぼし得るものであるため、引き続きその動向を注視する必要があります。

¹³ <https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2025/minjidejitaruka/gaiyou.pdf>

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

パートナー 田尻 佳菜子
TEL : 03-6266-8731
kanako.tajiri@morihamada.com

シニア・アソシエイト 谷口 行海
TEL : 03-5220-1895
ikumi.taniguchi@morihamada.com

9. M&A／キャピタル・マーケット：公開買付制度・大量保有報告制度に関する令和 6 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の概要

金融庁は、2025 年 3 月 14 日に、[令和 6 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等](#)を公表しました。これは、2024 年 5 月 15 日に成立した[令和 6 年金融商品取引法改正](#)¹⁴のうち、主に公開買付制度及び大量保有報告制度の見直しに関する関係政令・内閣府令等の整備を行うものであり、主な改正等の内容は以下のとおりです。

(1) 公開買付制度

(a) 公開買付制度の対象となる取引範囲の見直し

公開買付けが必要となる閾値が 3 分の 1 超から 30%超に引き下げられたことに伴い、適用除外買付けの範囲として、①50%超から 2/3 未済までの間となる特定買付け等の適用除外制度は廃止された一方、②僅少買付けに関する適用除外制度の閾値が明確化された。具体的には、既に議決権の 30%超を所有している者が行う、買付け等における株券所有割合が 2/3 未済となる買付け等であって、大要、当該買付け等の買付日前 1 年間における買付け等及び売付け等も含めた議決権割合の増加が 1%未済の買付け等に該当する等の要件を満たす場合には、公開買付けは不要とされている。

(b) 形式的特別関係者の範囲の見直し

市場内取引を規制対象としたことに伴い、形式的特別関係者の範囲から、買付者の親族並びに買付者が特別資本関係を有する法人等及び買付者に対して特別資本関係を有する法人等の役員が除外された。

(c) 公開買付手続の柔軟化

公開買付期間中に対象者が配当を行う場合等に公開買付価格の引下げを行うことが可能となった。公開買付けの撤回事由として、公開買付け開始日以降における買収防衛策の導入、公開買付けを通じた株券等の取得が法令(外国の法令を含む。)違反となる場合等の事由が追加された。

公開買付期間に関する規制、公開買付けの撤回に関する規制及び全部勧誘義務に関する規制について、個別事案ごとに当局の承認を得た場合には規制を免除するとされた。

(d) その他、公開買付届出書の「買付け等の目的」欄の記載事項の明確化等、公開買付届出書等の様式の見直しが行われた。

(2) 大量保有報告制度

(a) 企業と投資家の対話の促進に向けた規定の整備等

¹⁴ 同改正の内容については、[Client Alert 2024 年 6 月号 \(Vol.126\)](#)及び [Client Alert 2024 年 4 月号 \(Vol.124\)](#)でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

「共同保有者」に該当しないこととなるための要件の 1 つである「個別の権利の行使ごとの合意」の具体的内容として、発行者の株主総会等ごとにする合意であって、合意の対象とする当該発行者の株主総会等の議案を他の議案と明確に区別できるよう特定し、かつ、当該議案に対する賛否を定めて、共同して議決権を行使すること、の要件を満たす必要があると定められた。

また、重要提案行為等に該当することとなる提案内容について、役員の選任を追加する等、見直しが行われた。

(b)現金決済型エクイティ・デリバティブ取引に関する規定の整備

現金決済型エクイティ・デリバティブ取引について、大量保有報告制度の適用対象となるための要件、当該デリバティブ取引に係る権利を株券等の数に換算する方法に関する規定が整備された。

(c)みなし共同保有者の範囲の見直し

役員兼任関係や資金提供関係等、一定の外形的事実がある場合をみなし共同保有者に追加するとされた。

(d)その他、大量保有報告書の「保有目的」欄や「担保契約等重要な契約」欄等の記載事項の明確化、共同保有者間で引渡請求権等が存在する場合の株券等保有割合の計算方法の適正化等とともに、大量保有報告書の様式の見直しが行われた。

上記の政府令等の改正案に対するパブリックコメントは 2025 年 4 月 13 日 17 時まで募集されています。かかる意見募集手続を経て、公布・施行される予定ですが、パブリックコメントの結果を踏まえ、内容が変更される可能性があります。これらの改正が M&A やキャピタル・マーケットの実務に対して与える影響は大きなものとなることが想定され、今後公表される予定のパブリックコメントに対する金融庁の回答について注視していく必要があると考えられます。

パートナー 大石 篤史
TEL : 03-5223-7767
atsushi.oishi@morihamada.com

パートナー 鈴木 克昌
TEL : 03-6212-8327
katsumasa.suzuki@morihamada.com

アソシエイト 鈴木 彬史
TEL : 03-5293-4919
akifumi.suzuki@morihamada.com

アソシエイト 橘川 文哉
TEL : 03-6266-8559
fumiya.kitsukawa@morihamada.com

アソシエイト 上村 莉愛
TEL : 03-6212-8346
rie.uemura@morihamada.com

10. 税務:東京国税局、合同会社の社員に対して事前確定届出給与を支給する場合の税務上の取扱いに関する文書回答事例を公表

東京国税局は、合同会社が業務執行社員に対して法人税法34条1項2号に規定する定めに基づいて支給する役員賞与(「本件役員賞与」)の損金算入のため提出が必要となる同号イに定める事前確定届出給与に関する届出書(「届出書」)の提出期限は、照会者の示す事実関係を前提とすると、「職務の執行の開始の日」である定時社員総会の開催日から1月を経過する日であるとの見解を示す文書回答事例(「本文書回答事例」)を公表しました。

同号には、損金に算入しない給与の例外として、確定した額の金銭等を交付する旨の定めに基づいて支給する給与で、定期同額給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないもの(一定の要件を満たすものに限り)で、納税地の所轄税務署長に届出書により届け出ているものが規定され、その届出期限について、原則として、株主総会等の決議により、役員職務につき所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定めをした場合におけるその決議をした日(同日がその職務の執行の開始の日後である場合には、その開始の日)から1月を経過する日とする旨が規定されております(法人税法施行令69条4項1号)。本文書回答事例は、結論として、照会者が示す事実関係を前提にすると、本件役員賞与に係る「職務の執行の開始の日」はその定時社員総会の開催日となり、届出書の届出期限はその定時社員総会の開催日から1月を経過する日となるとの照会者の見解が肯定されたものです。

合同会社の社員は、株式会社と異なり、会社法上「職務の執行の開始の日」を強いて定める必要がないため、その合同会社の社員となった日の属する事業年度の翌事業年度以後の「職務の執行の開始の日」が必ずしも明らかではなかったところ、本文書回答事例は、その解釈の一つの参考になるものといえます。

<参考資料>

東京国税局 文書回答事例「合同会社の社員に対して事前確定届出給与を支給する場合の税務上の取扱いについて」(国税庁HP)

<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/hojin/250207/index.htm>

パートナー 大石 篤史
TEL : 03-5223-7767
atsushi.oishi@morihamada.com

シニア・アソシエイト 捨田利 拓実
TEL : 03-5293-4862
takumi.shatari@morihamada.com

11. 国際訴訟・仲裁:第 1 回日本国際仲裁ウィークの開催と我が国の国際仲裁振興

2024 年 11 月 18 日から 22 日、日本仲裁人協会(JAA)、法務省、経産省、日本商事仲裁協会(JCAA)等が協力したオール・ジャパンでの取組みである、日本国際仲裁ウィーク(JIAW:Japan International Arbitration Week)が東京で開催されました。「国際仲裁ウィーク」と題するイベントは、世界各国において、当該国の仲裁関連組織や仲裁機関が主催する形で毎年活発に開催されていますが、日本では個別の国際的なイベントはあっても、多数の機関・組織が参画し日本の国際仲裁プラクティスを代表するような大規模イベントは、これまで存在しませんでした。

今回の日本国際仲裁ウィークは、記念すべきオール・ジャパンでの初の取組みとして行われたもので、1 週間にわたり多彩なイベントが開催されました。例えば、環太平洋法曹協会(IPBA)と JAA の共催セッションでは、世界各国から経験豊富な仲裁実務家を招聘し、仲裁人が仲裁事件の審理で積極的に争点整理や審理スケジュールの策定に関与することの是非が議論されました。また、シンガポール国際仲裁センター(SIAC)、シンガポール国際調停センター(SIMC)と JAA の共催セッションでは、SIAC 及び SIMC の担当者に加え、国内外の経験豊富な実務家が多数参加し、仲裁手続と調停手続を組み合わせた紛争解決手続である「Arb-Med-Arb」を題材に、模擬仲裁・調停を行った上で様々な論点についてパネルディスカッションが行われました。さらに、ICC Institute of World Business Law のイベントや、英国仲裁人協会(CI Arb)における資格を取得するためのコース、法務省主催のパネルディスカッション等が開催されたことに加え、JCAA は、この日本国際仲裁ウィークの一環として、「JCAA Arbitration Days」と題して、国内外の著名な実務家を招き 3 日間にわたり様々なイベントを開催しました。

日本国際仲裁ウィークは、日本国内の仲裁・調停振興のみならず、日本の仲裁・調整を世界に向けて宣伝・発信していく目的を兼ねるものであり、2025 年度以降も継続して開催されることとなっています。我が国の国際仲裁プラクティスの振興・発展に大きく寄与することが期待されるイベントであり、本年度の第 2 回以降もその展開が注目されます。

パートナー 辰野 嘉則
TEL : 03-6266-8785
yoshinori.tatsuno@morihamada.com

12. 国際通商／経済安全保障:経済安全保障上の課題への対応(民間ベストプラクティス集) 第 2.0 版

経済産業省貿易経済安全保障局技術調査室は、2025 年 3 月 6 日に、「[経済安全保障上の課題への対応](#)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

「[民間ベストプラクティス集](#)」第 2.0 版」を公表しました。

このプラクティス集は、経済安全保障上の課題として、技術流出のリスク、サプライチェーンリスクの 2 つを取り上げ、顕在化事例として、技術流出に関しては、海外からの接触による技術流出、退職直前の機密情報の複製、取引先による技術流用を、そして、サプライチェーンリスクについては、部品仕入れ先へのサイバー攻撃による操業停止、人権問題に関する外国政府の制裁、国際紛争による操業停止と事業撤退を挙げています。

また、これら 2 つのリスクに共通する事項として、①経済安全保障上の課題に対応するための組織体制の構築(9 事例)、2 つのリスク各々について、②技術流出の対策(31 事例)、③サプライチェーンリスクへの対策(15 事例)をまとめています。各企業が自主的に行っている好事例を 3 つの難易度に分けてまとめていますが、企業が義務として実施すべき事項はこのプラクティス集の対象外です。以下では、紙幅の都合上全てを取り上げることはしませんが、①～③のうち、2025 年 3 月の第 2.0 版への改訂に当たって追加されたものをいくつか紹介します。

▶ 経済安全保障リスクの検討プロセスの強化(①:事例 7)

経済安全保障にかかる検討をすべき対象業務や判断基準が未確定の場合、リスクチェックの抜け漏れや曖昧な判断が生じるため、社内での検討対象となる業務や評価の基準を構築し、組織としてのリスク判断力を高めることが重要とされています。例えば、地政学リスクが懸念される取引について、決裁権限規程を改訂し、法務部門・会計部門に加えて経済安全保障を担当する部門を関与させること等が挙げられています。

▶ 従業員のモニタリング(②:事例 14、15、16)

重要技術に関わる従業員に対する外部からのメールによるアプローチが頻繁に発生することから、一定の条件を満たす不審なメールを抽出し、内容を確認すること(事例 14)、従業員による機密情報へのアクセス状況(ファイルの大量アップロード、業務で普段利用しないシステムへのアクセス、クラウドサービスの私的使用)等を常時モニタリングし、従業員による不審なデータアクセスを検知すること(事例 15)、そして、従業員による外部へのメール送信による機密情報持ち出しはチェックが困難な経路の一つであることから、ツールを活用する等して不審なメールを抽出・確認すること(事例 16)が挙げられています。

こうしたモニタリングは、いわゆる内部不正への対策として、経済産業省の「[秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上にむけて～](#)」(最終改訂:令和 6 年 2 月)や、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の「[組織における内部不正防止ガイドライン\(第 5 版\)](#)」においても取り上げられています。

▶ サプライチェーン・リスク対策としての取引先の選定・監査(③:事例 46、47)

近年、自社や取引先企業がサイバー攻撃の対象となり、サプライチェーンに影響が生じる危険性があることから、自社のみならず取引先のサイバーセキュリティ向上を目的として、取引先を対象とした脆弱性診断(サイバー攻撃に対する耐性の評価等)を実施し、その結果を取引先に共有して改善に取り組むことが挙げられています(事例 46)。

また、重要なデータの取扱業務をサイバーセキュリティ対策が不十分な業者に委託するとリスクが高まるため、発注内容の機微度をランク付けするとともに、取引先のリスク管理能力をチェックリスト方式で評価し、取引先の能力に見合った委託業務を発注することが挙げられています(事例 47)。

サプライチェーンや委託先を狙った攻撃は、IPA が公開している「[情報セキュリティ 10 大脅威 2025](#)」の組織向け脅威の第 2 位として位置づけられるほど高い脅威であり、また、経済産業省及び IPA が公開している「[サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver3.0](#)」においても、経営者が認識すべき 3 原則の一つとして、「自社のみならず、国内外の拠点、ビジネスパートナーや委託先等、サプライチェーン全体にわたるサイバーセキュリティ対策への目配りが必要」とされていますので、これを踏まえた対策の実施が重要と考えられます。

パートナー 東 陽介
TEL : 03-6266-8599
yohsuke.higashi@morihamada.com

パートナー 蔦 大輔
TEL : 03-6266-8769
daisuke.tsuta@morihamada.com

13. 米国:企業透明化法の暫定最終規則による報告義務の大幅な縮小

米国財務省金融犯罪捜査網(「FinCEN」)は、2025 年 3 月 21 日、企業透明化法(「CTA」)の暫定最終規則(interim final rule)を公表しました。暫定最終規則では、CTA に基づく実質的所有者情報(「BOI」)の報告義務を負う会社の範囲が大幅に縮小されています。

本来、CTA(Corporate Transparency Act)は、違法に取得した収益の隠蔽やマネーロンダリング等を防ぐ目的で 2021 年に制定されました。CTA のもと、①米国で設立された企業(Domestic reporting companies)及び②外国の法律に基づき設立され、かつ、米国で事業登録を行っている企業(Foreign reporting companies)は、FinCEN に対して、BOI を報告する義務を負っていました。BOI (Beneficial Ownership Information)には、報告会社に対して直接的又は間接的に実質的な支配権を有する個人、又は当該会社の持分の 25%以上を直接的又は間接的に所有又は支配する個人等に関する情報が含まれます。

CTA に対しては、米国各地で訴訟が提起され、2024 年 12 月 3 日、テキサス州東部地区連邦裁判所で CTA の施行に関する仮差止命令が出され、その後に仮差止命令が停止されたりと、BOI の報告義務の有無について不透明な状況が続いていました。このような状況のもと、FinCEN は、2025 年 2 月 27 日、CTA の暫定最終規則が制定されるまでの間、BOI の報告義務違反について制裁等を行わない旨公表し、同年 3

月 2 日、BOI の報告義務を Foreign reporting companies に限定する予定であり、かかる措置はトランプ政権が掲げる米国第一主義に適うものと説明されていました。

以上のような経緯のもと、2025 年 3 月 21 日に公表された暫定最終規則では、CTA に基づき BOI の報告義務を負う企業が、②外国の法律に基づき設立され、かつ、米国で事業登録を行っている企業 (Foreign reporting companies) のみに限定され、①米国で設立された企業 (Domestic reporting companies) は、BOI の報告義務を負わないことになりました。当該報告義務の縮小により、以前報告義務を負っていた企業の 99% 以上が、報告義務を負わなくなると試算されています。これにより、日本企業の米国子会社は、報告会社の定義から外れることとなります。また、暫定最終規則では、報告義務を負う②の企業についても、米国人 (United States persons) に該当する実質的所有者がいる場合は、当該実質的所有者に関する情報についての報告義務が免除されることとなりました。

暫定最終規則の内容を踏まえると、例えば、米国に子会社を設立せずに米国で事業を行っている日本企業等は、CTA に基づく BOI の報告義務を負うこととなります。その場合、BOI に関する報告期限は、2025 年 4 月 25 日又は米国で事業登録を行った 30 日後のいずれか遅い日付となりますので、引き続き BOI の報告義務を負う企業は、留意が必要です。

暫定最終規則は、連邦官報 (Federal Register) に掲載された 2025 年 3 月 26 日に発効していますが、FinCEN は、同年 5 月 27 日までパブリックコメントを受け付けた上で、2025 年後半に最終規則を公表する予定ですので、最終規則は、パブリックコメント等を踏まえて、暫定最終規則の内容から変更される可能性があります。加えて、現在、CTA に関する訴訟が続いているほか、今後も、新たに訴訟が提起され、裁判所の判断等を踏まえて、暫定最終規則の内容が変更される可能性もあり、CTA を巡る動向には今後も注視する必要があります。

パートナー 梅津 英明
TEL : 03-6212-8347/+1-929-519-5772
hideaki.umetsu@morihamada.com

パートナー 加賀美 有人
TEL : 03-5223-7757/+1-646-255-1158
aruto.kagami@morihamada.com

パートナー 鈴木 信彦
TEL : 03-6266-8952/+1-347-219-0717
nobuhiko.suzuki@morihamada.com

シニア・アソシエイト 高田 和佳
TEL : 03-6213-8113/+1-646-687-0173
kazuyoshi.takada@morihamada.com

14. 中国・アジア(中国):個人情報保護合規性監査管理規則

国家インターネット情報弁公室は、2025年2月12日、「個人情報保護合規性監査管理規則」(「本規則」)を公布しました。本規則は、2025年5月1日から施行されます。

本規則は、「個人情報保護法」、「ネットワークデータ安全管理条例」等の下位法令として位置づけられ、これらの法令に基づき要求されている個人情報保護合規性監査について、その実施頻度、実施方法、合規性監査専門機構の責任等を規定しています。

具体的には、合規性監査について、個人情報取扱者自らによる実施(いわゆる自主監査)と、国のネットワーク情報部門及びその他の個人情報保護職責履行部門(「保護部門」)の要求に基づく実施に分類しています。自主監査について、「個人情報保護法」においては、個人情報取扱者はその個人情報の取扱いについて定期的に合規性監査を行わなければならないとされていますが、本規則ではさらに、1,000万人分を超える個人情報を取り扱う個人情報取扱者は、2年ごとに少なくとも1回は合規性監査(自主監査)を行わなければならないと規定しています。また保護部門の要求に基づく合規性監査については、個人情報の安全に係る事象が発生し、100万人分以上の個人情報又は10万人分以上の機微な個人情報の漏洩等が発生した場合等の所定の状況が発生した場合に、保護部門は、個人情報取扱者に対し、専門機構に委託して個人情報取扱行為について合規性監査を行うよう要求することができるとされています。

個人情報の合規性監査の実施方法については、本規則の付属文書「個人情報保護合規性監査ガイドライン」を参照しなければならないとされており、同ガイドラインでは、合計26項目の監査項目が列挙され、各項目について説明が付されています。

パートナー 江口 拓哉
TEL: 06-6377-9402(大阪)
takuya.eguchi@morihamada.com

パートナー 森 規光
TEL: +86-10-6590-9292(北京)
norimitsu.mori@morihamada.com

外国法事務弁護士 崔 俊
TEL: 03-6212-8368
jun.cui@morihamada.com

15. 新興国(メキシコ):メキシコによる米国からの追加関税への対抗措置等

トランプ政権が発足してから 2 ヶ月が経過しましたが、トランプ大統領による度重なる大統領令の発令のとおり、トランプ政権による経済政策の動向は依然として予測が難しい状況となっています。そのうち、世界経済への影響が特に大きい関税措置については、内容が日々大きく変動しており、最新情報に注視する必要があります。特にメキシコは米国との地理的・経済的な結びつきから広範囲な影響を受けることが予想されることから、本記事では、メキシコによる対抗措置にフォーカスします。

2025 年 2 月 1 日、トランプ大統領は、不法移民と違法薬物の流入を阻止するという名目で、メキシコ原産品に一律 25% の追加関税を課すことに加え、輸入申告額が 800 ドル以下の少額貨物の輸入の場合に関税が免除される De minimis ルールの適用を停止する内容の大統領令を発令しました。

上記の大統領令は 2025 年 2 月 4 日から適用されるはずでしたが、トランプ大統領は、同年 2 月 3 日、追加関税措置の適用開始時期を同年 3 月 4 日に変更する大統領令を、同年 3 月 2 日、De minimis ルール適用の停止を留保する大統領令をそれぞれ発令しました。

追加関税措置の適用は 2025 年 3 月 4 日から開始されたものの、その僅か 2 日後には、一定のメキシコ原産品¹⁵については適用対象外とする旨の大統領令が発令されました。トランプ大統領は、かかる大統領令につき、2025 年 4 月 2 日¹⁶までの一時的な措置に過ぎないと SNS において発言していましたが、2025 年 4 月 2 日に公表された相互関税においては、メキシコはカナダとともに相互関税の対象外とされています。

メキシコのシェインバウム政権は、2025 年 3 月 4 日付の追加関税措置の適用を受けて、同年 3 月 9 日、対抗措置として報復関税や非関税措置を公表する予定でしたが、米国による追加関税措置の適用開始時期が延期されたことに伴い、メキシコによる米国に対する対抗措置は公表されず、また、4 月 2 日の米国による相互関税の発表を前に、シェインバウム大統領は、報復関税合戦を仕掛ける意向がない旨を述べています。

上記の通り、米国とメキシコとの間においては、USMCA の影響も相まって米国による関税措置及びメキシコによる対抗措置の今後の動向は不透明さを増しており、メキシコにおいて事業を展開されている事業者は今後の展開につき注視する必要があります。

¹⁵ 米国の関税率表(HTSUS)の一般注釈 11 に記載された米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)の原産地規則に準拠したメキシコ原産品。

¹⁶ なお、トランプ大統領は SNS 等において、同日を“Liberation Day(解放の日)”と呼称していたことから、同日付で本関税措置や相互関税を含んだ本格的な関税措置が打ち出されることが予想されていました。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

パートナー 梅津 英明
TEL : 03-6212-8347(東京)
+1-929-519-5772(ニューヨーク)
hideaki.umetsu@morihamada.com

アソシエイト 松本 光資
TEL : 03-6266-8923
koshi.matsumoto@morihamada.com

アソシエイト 齊藤 理木
TEL : 03-5220-1925
rick.saito@morihamada.com

アソシエイト 若尾 和哉
TEL : 03-5220-1973
+65-6593-9465(シンガポール)
kazuya.wakao@morihamada.com